

税申告Q & A

毎年寄せられるお問い合わせの中から、特に多いご質問にお答えします

Q：昨年中に転出、転入したらどこで課税になるの？

A：原則、課税の1月1日（賦課期日）にどこに住民登録をしていたかが判断基準となります。年内に東伊豆町から転出し、年内中に他市町へ転入した場合は転入先で課税となり、年内に東伊豆町へ転入し、賦課期日を超えて転出した際は東伊豆町で課税されます。但し例外として、住民登録が無くても居住実態がある場合は、住民登録によらず居住実態のある市町で課税される事があります。

Q：申告しないといけない人ってどういう人？

A：ご商売や農漁業をされている方、家賃や駐車場貸付等の収入がある方などはもちろんですが、**公的年金所得の他に給与やその他の所得が20万円以上の方、2か所以上の勤め先から給与を支給されている方は、所得税の確定申告が必要です。**所得税の確定申告をしていただいた方は住民税申告を行う必要はありません。

また、原則、公的年金収入が400万円に達しない方は確定申告不要ではありますが、被扶養者がおらず、年金の所得が28万円を超える場合、住民税の課税となる可能性があります。ご自身の状況（配偶者とは死別していないか、障害者手帳を所持していないか等）をご確認していただき、申告の要否を判断してください。また、国民健康保険税等の算定に影響が出る可能性があるため、**昨年中に収入が無い方でも住民税申告が必要となる場合があります。**

Q：パート勤めをしていますか？

A：1か所の勤め先でパートやアルバイトをされており、夫の合計所得金額が900万円を下回る場合、あなたの源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」（所得金額）をご確認頂き、**所得38万円以下であれば**夫の被扶養者となる事が出来、夫が配偶者控除を受けることができます。ただし、この金額を超えた場合でも**所得123万円までであれば配偶者特別控除の適用**が受けられる可能性があります。いずれも給与の支給先が1か所であった場合の例です。2か所、3か所から給与の支給を受けている場合や、給与以外の収入がある場合は全ての収入から算出される所得金額の合計額で判断する事となります。

Q：源泉徴収票をなくしてしまったので、役場で発行して！

A：役場では発行できません。

源泉徴収票は、あなたのお勤め先があなたに支払った一年間の給与の支給金額と源泉徴収税額を記載したものですので、お勤め先の経理の方にご依頼ください。

Q：確定申告で医療費を申告したら医療費が戻ってくるって本当？

A：テレビなどでは「実質医療費が戻ってくる」という表現が用いられますが、税申告における医療費控除の制度は**医療費を還付する制度ではありません。**医療費控除は、前年に支払った医療費から一定の額を差し引いた分を、**所得から控除するという制度**になります。

問合せ先 税務課 課税係 ☎95-6201

下田税務署 ☎0558-22-0185（音声案内）

※確定申告に関するお問い合わせは「0」を選択してください。

所得税・住民税の確定申告は お忘れなく！

今年も税申告の時期がやってまいりました。住民税申告・確定申告の日程や開催場所を確認して、忘れずに申告しましょう。

住民税申告会のお知らせ

受付時間 9:30~11:00 / 13:00~15:00

地区	開催日	開催場所
北川	2月14日(金)	北川地区防災センター
湯ヶ岡	2月19日(水)	湯ヶ岡公民館
大川	2月20日(木)	大川公民館
片瀬	2月21日(金)	片瀬地区防災センター
白田浜	2月25日(火)	保健福祉センター
入谷・水 下	2月26日(水)	水 下公民館
奈良本・熱 川	3月2日(月)・3日(火)	奈良本公民館
西 町・東 町	3月4日(水)	役場1階大会議室
田 町	3月5日(木)	役場1階大会議室

確定申告会のお知らせ

2/17
(月)

2/27
(木)

場 所 役場1階大会議室

受付時間 9:30~11:00 / 13:00~15:30

- ◆確定申告会では税務署の職員が来庁し、電子申告（e-Tax）による申告相談を行っていますので、積極的にご利用ください。
- ◆会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- ◆確定申告期間中は、**下田市民スポーツセンター「サンワーク下田」**の第1会議室でも申告相談を行っております。開設時間等は下記をご覧ください。
- ◆**譲渡所得（株式及び土地・建物等の売却による所得）及び贈与税の申告相談については、サンワーク下田のみ行っています。**

サンワーク下田（第1会議室）確定申告会場のご案内

- 開設期間 2月17日(月)~3月16日(月)（土・日・祝日を除く）
上記期間中、下田税務署では申告書の作成指導は行っていません。
- 開設時間 9:00~17:00（受付終了時間 16:00）
- その他 税務署から送られたはがき又は封書「利用者識別番号等の通知」（緑色又は茶色の「重要書類」と書かれた封筒）、ID・パスワード方式の届出完了通知をお持ちの方は持参してください。

※サンワーク下田第2会議室では、2月17日(月)~27日(木)(土・日・祝日を除く)に無料税務相談所を開設しております。（開設時間 9:30~12:00 / 13:00~16:00）